

佐渡市総合計画 基本構想（素案）

1. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の目的

佐渡市では、平成 21 年 12 月に佐渡市の将来のあるべき姿を明確にした「佐渡市将来ビジョン」を策定しました。その後、行政改革の指針の組み入れなどの見直しを行い、平成 25 年 12 月に市の最上位計画に位置付け、社会環境の変化に応じた計画の一部見直しを行いながら、市政運営を進めてきました。

この間、少子高齢化などに伴う人口減少、気候変動に伴う自然災害の激甚化・大規模化、地球規模での環境問題の深刻化、高度情報化社会の進展など、私たちを取り巻く社会環境は複層的で困難な課題に直面し、生活スタイルや豊かさに対する市民意識は大きく変化しています。

特に、人口減少・少子高齢社会への対応については、将来の持続可能な社会の実現に向けて、地域の特徴を活かした地方創生や地域活性化に関する様々な取り組みを進めていくことが、一層重要となっています。

このような社会環境や経済情勢の変化に的確に対応し、市民が佐渡の将来あるべき姿を思い描けるように、新たな「佐渡市総合計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、将来あるべき佐渡の姿と長期的な展望を市民と共有し、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位計画に位置づけます。

(3) 計画の期間と構成

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、それぞれの内容と期間は次のとおりとします。

① 基本構想

本市が目指すまちづくりの基本理念と将来像、基本目標を定めるとともに、その実現に向けた基本的な考え方（施策の大綱）を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を図るための指針とします。なお、基本構想の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

② 基本計画

基本構想で定めた将来像と施策の大綱を受けて、各施策を体系的に示すとともに、施策別の現状や課題、基本方針等を示します。

計画期間は、前期を令和4年度から令和8年度までの5年間、後期を令和9年度から令和13年度までの5年間とし、後期基本計画については、社会情勢の変化や施策の評価等を踏まえ、改めて策定します。

③ 実施計画

基本計画に掲げた施策を効果的に実施するための具体的な事業内容を示します。

計画期間は3年間とし、ローリング方式で毎年度柔軟に見直し、調整を図ります。

3. 基本目標

将来像を実現するための5つの基本目標を次のとおり設定します。

(1) 防災・防犯、生活・環境

佐渡の宝であるトキが舞う豊かな自然環境を守り、活かし、育てながら、安全かつ快適なまちづくりを進めます。また、日本文化の縮図と言われる佐渡の強みを活かした移住定住や交流を進めます。

(2) 医療・介護・福祉

すべての市民が住み慣れた環境で心身ともに元気で暮らし続けられるように、医療・介護・福祉が連携したまちづくりを進めます。また、ライフステージに合わせそれぞれの人が地域で活躍できる支援体制や環境づくりを進めます。

(3) 教育・文化

郷土に愛着と誇りを持ち、豊かな心と健やかな体を育み、子どもが夢や希望を持つことのできる教育のまちづくりを進めます。また、先人から伝えられた佐渡の大切な文化を守り、未来にしっかりと引き継ぐことのできる人材の育成を進めます。

(4) 産業振興・雇用

地域の特色に合わせた持続可能な産業を支え、起業・創業などによる雇用の場を創出し、賑わいのあるまちづくりを進めます。

(5) 市民活動・行財政活動

すべての市民が差別されることなく心豊かに暮らしていけるように、市民一人ひとりの人権が尊重される差別や偏見のない明るいまちづくりを進めます。また、市民と行政が同じ目標を定め、お互いに協力し合える地域社会をつくっていきます。

4. 施策の大綱

(1) 防災・防犯、生活・環境

- ・ 防災、消防・救急体制の充実
- ・ 交通安全・防犯対策の推進
- ・ 交通体系の充実
- ・ インフラ・公共施設整備の推進
- ・ 都市計画の推進
- ・ 自然環境の保全
- ・ 生活環境の整備
- ・ 移住定住の促進

(2) 医療・介護・福祉

- ・ 子育て支援の充実
- ・ 健康づくりの推進
- ・ 高齢者福祉・介護の充実
- ・ 障がい者福祉の充実
- ・ 地域福祉の充実
- ・ 地域医療の充実

(3) 教育・文化

- ・ 子ども教育の推進
- ・ 生涯学習の充実
- ・ スポーツの振興
- ・ 文化振興の推進
- ・ 世界遺産や文化財の保存と活用

(4) 産業振興・雇用

- ・ 農林水産業の振興
- ・ 商工業の振興
- ・ 観光の振興
- ・ 産業連携・販売戦略の推進
- ・ 雇用環境・就労機会の充実

(5) 市民活動・行財政活動

- ・ 市民参画と協働による地域づくりの推進
- ・ 人権尊重・男女共同参画の推進
- ・ 情報発信・広聴活動の推進
- ・ 行政運営・財政運営の推進